

生活困窮者のための就労訓練事業について

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まりました。生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されています。

生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金の支給
- ・就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・**就労訓練事業**
- ・生活困窮世帯の子どもの学習
- ・生活支援事業

私ども社会福祉法人加島友愛会ル・プラスでは、豊中市より「**就労訓練事業**」の認定を受け、依頼の都度実施をしています。

「就労訓練事業」柔軟な働き方による就労の場の提供

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

就労訓練事業における就労形態には、雇用契約を結んだ上で、支援付の就労を行う「雇成型」と雇用契約を結ばずに訓練として就労を体験する「非雇成型」があります。

生活困窮者自立支援制度についての詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。



生活困窮者自立支援制度 制度の紹介 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

就労訓練事業所「ル・プラス」

豊中市指定：就労継続支援A型事業所

大阪府豊中市上津島一丁目4番3号

TEL 06-6151-3701・FAX 06-6151-3810

E-mail re.plus@kashima-yuai.or.jp

雇成型【雇用契約を締結し、当法人の非常勤職員（賃金）の規定による給与を支給します】

※ 2023年4月1日現在の時間給与：¥1,023

※ 勤務時間 9時30分～16時30分（相談応）

※ 休日 日曜のみ固定休日。月曜日から土曜日のうちシフト勤務（応相談）

※ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく特別手当等は支給されません。

※ 交通費実費支給 日額×勤務日数（月額上限30,000円まで）

※ その他就業規則・給与規定によります。

非雇成型【実習扱いとなるため給与及び工賃は支給されません】

支援体制

専門の職員が常駐し、職業訓練に参加される方への助言、指導を行います。

訓練内容

ふとん類・白衣ユニフォーム類のクリーニングに伴う、検品・洗濯・乾燥・仕上げ作業等

利用状況

2017年度1名・2018年度3名・2019年度1名・2020年度0名・2021年度0名
2022年度0名